

議 案 第 9 1 号

松戸市下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例  
の制定について

松戸市下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のよ  
うに定める。

令和2年2月25日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

地方自治法の改正に伴い、条例で引用する同法の条項を整備するため。

## 松戸市下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(松戸市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 松戸市下水道事業の設置等に関する条例（平成29年松戸市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

(松戸市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 松戸市水道事業の設置等に関する条例（昭和43年松戸市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

(松戸市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 松戸市病院事業の設置等に関する条例（昭和43年松戸市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。